

大和市告示第116号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり公表する。

令和元年11月22日

大和市長 大 木 哲

- 1 公表の対象期間 平成31年4月1日から令和元年9月30日まで
- 2 閲覧の状況 別紙1及び2のとおり。